

平成 30 年度 臨床専門専修科生研修プログラム

講座名	小児歯科学講座
主任教授	新谷誠康
プログラム責任者名 (プログラムの管理・運営)	本間宏実 (水道橋病院)、荒井 亮 (千葉病院)
プログラム修了時に資格要件を満たす学会認定等の名称	一般社団法人 日本小児歯科学会認定専門医 (2 年間の研修終了時に専門医取得に必要な研修単位の 1/2 を取得可能)
研修期間 (入学時期)	平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月 (原則 2 年)
受入れ人数 (総数)	水道橋病院 4 名、千葉病院 3 名
指導医	新谷誠康、辻野啓一郎、櫻井敦朗、本間宏実 (水道橋病院) 今井裕樹、熊澤海道、荒井 亮 (千葉病院)
修了の認定要件	診療記録および資料の提出、口頭試問、母子個別指導記録の提出
プログラムの目的	
一般社団法人 <u>日本小児歯科学会認定専門医取得に必要な教育研修単位の取得およびケースプレゼンテーションに必要な咬合誘導症例および口腔疾患に対する処置後の保健管理を継続した長期管理症例を経験することを目的とする。同時に、日本障害者歯科学会あるいは日本小児口腔外科学会認定医取得に必要な研修単位の一部を取得することを目的とする。</u>	
ユニット	
小児歯科の臨床専門専修科プログラム	
一般目標 (GIO)	
一般社団法人 日本小児歯科学会認定専門医の資格を取得するために、知識、技能を修得する。	
行動目標 (SB0s)	
1. 小児患者 (障害者を含む) の診療に際し、適切な歯科的対応ができる。 2. 小児患者に対する適切な医療面接、診察、検査、診断ができる。 3. 治療計画の立案とそれにそって適切な治療とその後の継続的口腔管理ができる。 4. 1 歳 6 か月児・3 歳児の歯科健康診査および母子個別指導ができる。	
方略 (LS)	
本学水道橋病院、あるいは千葉病院での臨床を指導医の監督の下で行う。 口腔保健センターでの 1 歳 6 か月児・3 歳児の歯科健康診査、母子個別指導を指導医の監督の下で行う。	
評価 (EV)	
ケースプレゼンテーションと口頭試問 母子個別指導記録の作成	
プログラム修了時における学会認定医等の具体的申請基準	
1. 申請時に学会会員歴 5 年以上で、研修施設と認定された施設における教育研修 150 単位以上を取得すること (学会が主催する学術大会等での発表、学術雑誌への論文発表を含む)。 2. 医療法に規定する小児歯科を標榜する医療機関で診療に従事していること。 3. 1 日に診察する小児患者数がおおむね 20% を越えていること。 4. 小児歯科学会専門医委員会の実施する試験 (咬合誘導を含む長期管理症例 2 例以上のケースプレゼンテーションと口頭試問および筆記試験) に合格すること。 以上の条件の内、1 年間の研修によって教育研修単位 150 単位の 1/3 を満たすことができる。 さらに、最長 5 年間の研修終了時には、申請基準のすべてを満たすことができる。	
問い合わせ先	本間宏実 (hommah@tdc.ac.jp)